

第六十三回 参議院文教委員会會議録第二号

昭和四十五年二月二十四日(火曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

一月二十日

青柳 秀夫君

補欠選任
西田 信一君

二月十三日

川村 清一君

補欠選任
杉原 一雄君

二月十四日

小林 武君

補欠選任
田中寿美子君

齋藤 昇君

補欠選任
小林 武治君

平泉 涉君

土屋 義彦君

柏原 ヤス君

宮崎 正雄君

多田 省吾君

二月十八日

西田 信一君

補欠選任
大谷 實雄君

委員長の異動

一月二十八日委員長久保勘一君は公職選挙法第九十条により退職者となった。
二月十四日議院において補正俊君を委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

補 正俊君

委員

大松 博文君

田村 賢作君

永野 鎮雄君

杉原 一雄君

安永 英雄君

中村喜四郎君
吉江 勝保君
秋山 長造君
鈴木 力君
田中寿美子君
内田 善利君
多田 省吾君
萩原幽香子君
西岡 武夫君
安嶋 彌君
渡辺 猛君

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

事務局側
常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○委員長(補正俊君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

この機会に一言ごあいさつ申し上げます。
私、このたびはからずも文教委員長に選任されました。微力ではございますが、誠意をもちまして委員会の運営に当たりたいと存じますので、皆さま方の特段の御指導と御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(補正俊君) 委員の異動について報告いたします。

一月二十日、青柳秀夫君が委員を辞任され、その補欠として西田信一君が、今日十三日、川村清一君及び小林武君が委員を辞任され、その補欠として杉原一雄君及び田中寿美子君が、十四日、齋藤昇君、平泉涉君及び柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠及び久保勘一君の議員退職による欠員の補欠として小林武治君、土屋義彦君、多田省吾君及び宮崎正雄君が、十八日、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として大谷實雄君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(補正俊君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

私の委員長選任と小林武君の委員辞任に伴い、理事に二名欠員を生じております。

理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に永野鎮雄君及び杉原一雄君を指名いたします。

○委員長(補正俊君) 西岡政務次官から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

○政府委員(西岡武夫君) このたび文部政務次官に就任いたしました。皆さま方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(補正俊君) 派遣委員の報告に関する件を議題といたします。

先般、委員会が行ないました教育、文化及び學術に関する調査のための委員派遣について報告を聴取いたします。

まず第二班の報告をお願いします。田村君。

○田村賢作君 去る二月三日から六日間にわたり、中村委員、川村委員、萩原委員と私、田村理事は茨城、福島及び栃木の三県におもむき、各県の教育行政の現状並びに文化財の保存、保護

の実情を調査してまいりました。

以下、その内容を簡単に御報告申し上げます。私どもは各県の教育委員会との懇談及び現地視察におきまして、詳細な説明並びに要望を承けてまいりましたが、以下、主要な点について申し上げます。

なお、要望の詳細は資料として報告のあとに添付することを委員長にお願いしたいと思っております。

第一に、公立文教施設問題について申し上げます。

まず、茨城県では、鹿島臨海工業地帯の急速な開発に伴って当該地区の過密現象が顕著にあらわれております。これに対応して、小学校三十五校、中学校十八校、高等学校十四校、幼稚園五十校を数年のうちに建設しなければならない状況に追い込まれております。しかしながら、工業地帯周辺の土地は、坪当たり十万元以上も高騰しているため、学校用地の取得が非常に困難であるとのことでした。その上、一挙に多くの学校施設を建設しなければならぬ事情も加わって、当該町村財政能力をもつては、何とも手の打ちようがないので、特段なる国の援助を要望しております。

福島県では、全学校の二〇％に及ぶ僻地学校をかかえている上に、過疎現象が進行しており、五年間の間に一〇％から二五％の人口減少率を示している町村は二十三町村にのぼっております。このような実情から、県は、学校統合を進めておりますが、国の助成措置にもかかわらず、当該町村の財政力はきわめて弱いため、統合は円滑に進んでいないということでありました。したがって、統合諸施設に対する国庫補助率を三分の二以上に引き上げ、かつ起債の充足率を改善するよう要望がありました。また、僻地学校の施設設備に

対しても同様の要望がありました。

さらに、去る一月末のいわゆる台湾坊主によって、福島県は十人の死者を出したほど、大きな被害を出しております。そのうち、文教関係では、小学校七十一校、中学校三十八校など、合計百二十九の施設、金額にして約二千八百万円の被害を受けているとのことでした。これに対する早急な国の助成措置を要望いたしておりました。

栃木県では、義務教育の施設整備が他府県と比較して著しく劣弱でありました。すなわち、まず、校舎及び屋内運動場の構造比率を見ますと、木造が七八％、鉄筋鉄骨が二二％で、鉄筋鉄骨の全国平均四一％と比較しますと、その保有率は全国平均の半分しかないと言えます。さらに屋内運動場の保有率を見ても、小学校の全国平均七二％と比較して、栃木県のそれは三三％と半分以上を示しております。中学校にしましては全国平均より低い保有率を示しております。以上、栃木県の義務教育施設の整備状況を一口に位置づければ、全国の四十五都道府県のうち、つまり悪いほうから二番目という順位にあります。

本県でも、これは由々しい問題であると認識し、この汚名を返上すべく、小学校の屋体、危険校舎、統合事業等につきましては、四十四年度の二倍から四倍の事業量を四十五年度に計画いたしております。しかし、これらの事業の執行については、文部省の助成のワクと関連があるので、全国水準に早急に到達させるよう、特段の配慮を要望いたしております。

なお、会津若松市から、国有財産となっている学校敷地の払い下げについて、次のような要望がありました。当市では七校の小・中学校の敷地の平均二〇％、約一万八千平方メートルが旧兵舎跡地等の国有地で、現在、年間五十万円の使用料を支払っていることとあります。目下、国から当該国有地を買い取るよう要請があるが、市としては約一億六百万円も支払うことは財政上困難であるから、無償払い下げを希望している。もし有償の場合は、評価価格を引き下げるとか、支払い

期間を長くするとかという措置を講ぜられたい旨の強い要望がありました。

第二に、学校給食について申し上げます。

私どもは、学校給食に關しましては、福島県会津高田町の学校給食センターと、全国に先がけてコールドチェーンを導入した栃木県学校給食会を視察してまいりました。

会津高田町学校給食センターは一千四百五十万円をもって完成し、四十二年頃から事業を開始しているものであります。学校給食の取り扱い規模は児童、生徒三千四百人分であり、分校を含め十八の小中学校へ配達いたしております。

当センターの構成員は、調理人十名、栄養士一名、運搬手二名、事務員二名、計十五名でした。一食当たりの単価は、小学校五十円、中学校五十八円ですが、当センターでは、材料について農業協同組合と年間特約を行なっているため、物価変動の大きな影響も受けず、安い値段で、最高の栄養を与えているとのことでした。したがって、従来の弁当時代と比較して、食糧の栄養価は革命的に改善されたとの説明でございました。

しかしながら、当センターの悩みは積雪期における輸送確保の問題であります。この地域は、冬季中、ほとんど雪におおわれ、絶えず除雪しなければ、交通は途絶し、給食を配送することができないのであります。幸い、当センター設立の際、関係当局と、除雪は責任をもって行なうという約束が取りつけられ、現在、除雪作業は円滑に行なわれているとのことでした。ただし、一部除雪車もはれない悪い道路もあるそうです。

私どもは、当センターから約四キロ離れた尾岐小学校へ向かう途中、乗用車が通れないほどの吹雪に会い、ジープに乗り継ぎましたが、激しい吹雪のため、一寸先が見えず、何回か立ち往生しました。本校の視察を終えて、帰るころ、給食が届けられましたが、これを見て、積雪地帯の給食輸送の困難性を、身をもって体験したのであります。尾岐小学校からさらに八キロ離れた松坂分校まで給食を輸送していると聞き、私どもは、当

該職員をはじめ、関係者のみなみならぬ教育に対する情熱、子供に対する愛情の深さを強く感じました次第であります。

私どもは、積雪地帯というハンディキャップを背負っている教育関係者の犠牲的な献身を、政治の場に反映して、悪条件緩和のために強力な措置を講ずべきことを痛感いたしました。

栃木県学校給食会では、コールドチェーンに必要な冷凍庫を見てまいりました。四十三坪、百五十四トンを取容できる冷凍庫の中には、マイナス二十五度を保ち、六十四トンを取容できるSA級冷凍室など、五つの分室がありました。また二トン積みみの冷凍庫一面と、二トン積みみの保冷庫四両を用意してあります。さらに、学校や共同調理場にも、百七の冷凍庫が配置されております。これは給食総人員の約四五％に相当しております。

次に、コールドチェーンを学校給食に導入したことによる効果について調査しましたところ、四十四年度における冷凍食品についての給食会の価格と、市販の価格を比較した場合、平均一九％、金額にして約二千五百六十七万円もコストダウンできたとのことでした。その他、一般物資についても年間二千五百万円のコストダウンに成功し、合計、年間約五千万円の経済効果をあげておりました。冷凍食品の取り扱い高は、四十二年の五千二百万円から、四十三年度の一億一千万円、四十四年度の一億三千万円と飛躍的に伸びております。

以上のように、当給食会は、コールドチェーン導入のモデル第一号として、鮮度の保持と安定的な低コストによって、学校給食の内容の充実向上、及び父兄負担の軽減に大きく貢献していることが判明いたしました。今後、政府は、全国の学校給食へコールドチェーンを導入するよう期待するものであります。

なお、本県では、コールドチェーンの導入に際して、地元業者としっかり強く話し合いを重ね、地元業者の深い理解を得た上、実施に踏み切ったということを申し添えます。

第三として、工業高等専門学校について申し上げます。

私たちは、茨城工業高等専門学校と小山工業高等専門学校を視察いたしました。

茨城高専は三十九年度に発足し、機械工学科、電気工学科及び四十四年度から新設された工業化学科の三学科を持つております。また、小山高専は、四十年に発足し、現在、茨城高専と同じ三学科を有しております。両高専からは、第一に、公立高校の教員を高専の専任講師に採用することから、千円から四千円の給与切り下げがあることから、人材確保の点から、教官の待遇改善をはかるということ。第二に、設備基準の充足率は、茨城高専で七〇％、小山高専で三七・八％であるので、設備基準充足のための予算措置を早急に講ずること。第三に教官の定員増をすみやかに講ずること。以上三つの実現を強く要望されました。その他、小山高専からは、電子計算機の設置、学校図書館の新設、及び学生のための構内合宿施設の新設を要望しておりました。

以上、両高専を通じまして、狭隘な教室、一般教科の教官研究室のないこと、高くない設備基準さえも充足されていない事実、待遇等についての問題を知り、政府は、高専を期待しながら、発足させても、十分に育てていないという感じを抱いた次第であります。これらの問題の早急な改善措置を政府に期待するのであります。

第四に、その他の教育施設について簡単に申し上げます。まず、茨城県の百里基地周辺にあります小川町立橋小学校では防音工事の実情を視察しましたが、防音工事の対象を屋内運動場及び講堂まで拡大し、さらに冷暖房の装置に対しても国庫助成を要望しております。次に、栃木県立小山高等学校では、近代化した農芸の開発という立場から、農業課程の分離独立を、県としても考慮しているもので、これに対する国の援助を要望いたしております。

その他、僻地一級指定を受けている東尾岐小学校、国立磐梯青年の家、栃木県立野沢養護学校及び定時制を併設している県立宇都宮商業高等学校

の実情を視察いたしました。また、公民館では、福島県の会津坂下町立若宮公民館と栃木県の西那須野町中央公民館を、さらに日光市では、日光ステートセンターを視察いたしました。

特に日光市から、男体山麓に日本一大きい、総合トレーニングセンターの建設を計画しているの、国からの積極的な援助を要望しております。わが国の青少年の体力は、近時、体位の著しい向上にもかかわらず劣っているといわれますが、それは、西独のような青少年向けの体育施設があまりにもわが国に少ないからであります。このような立場から、夏は涼しく、しかも冬季には家にこもりがちな青少年の体力増強のため、東京に近い日光に、大きなトレーニングセンターを設立しようとする日光市の姿勢は頼もしいものがあります。このようなりっぱな計画に対して、国は特段なる配慮を希望するのであります。

第五に、文化財について申し上げます。文化財といたしましては、鶴ヶ城、輪王寺、二荒山神社及び東照宮等を視察してまいりました。鶴ヶ城跡は昭和九年、国の史跡指定を受けた文化財であります。私どもは、十センチ以上も降り積った雪を踏みながら鶴ヶ城跡をめぐる、昭和四十年九月に復元された天守閣の中で、多数の国及び県指定の重要文化財を視察いたしました。

輪王寺では重要文化財の三仏堂、東照宮では国宝の陽明門及び唐門、また、鳴龍で有名な重要文化財の薬師堂、さらに重要文化財の二荒山神社及び化燈籠等を視察いたしました。

ついで日光二社一寺文化財保存事務所におきまして関係者と懇談を持ちましたが、二社一寺の文化財建造物の保存修理工事費に対する国庫補助率が、四十四年度の場合四〇％にすぎず、これを四十五年度からせめて四五％から五〇％まで増額されたいとの陳情を受けました。ちなみに、昭和二十五年度から四十二年までの二社一寺の建造物の保存修理に要した工事費は約七億九千万円で、これに対する国の補助率は平均四五％でありました。また、防災施設設備につきましても、昭和二

十五年以来のものについても老朽化したものがあるので、その更新について、国のほうで助成してほしい旨の要望がありました。

茨城県では、徳川光圀の隠栖の地であり、また、大日本史の編さんを行なった太田市の西山荘を視察いたしました。

なお、茨城県側から、大正十一年に史跡及び名勝の指定を受けた偕楽園の好文亭の復元について陳情を受けました。すなわち、去る四十四年九月の落雷によって、好文亭の五分の四以上が半壊または全壊し、四十四年度では県費にて一部復元したが、四十五、四十六年の両年度で奥御殿を復元したため、総工事費の四三％に相当する約三千万円の国庫助成を要望いたしておりました。最後に、筑波研究学園都市について申し上げます。

私どもは、筑波山麓にあります約二千七百ヘクタールに及ぶ研究学園都市建設予定地を、最初ヘリコプターによって上空から視察いたしました。学園都市の北部にある大穂町のゴルフ場に着陸した後、マイクロボスで南へ下り、防災センターの大型耐震実験装置及び五百ヘクタールの国立大学予定地の前を通り、中心にあります花室地区の道路の建設状況を視察してまいりました。

申すまでもなく筑波地区に研究学園都市を建設することができましたのは昭和三十八年でありました。以来、住宅公団によって用地買収が進められ、今日では、すでに買収計画面積の九四％以上も買収を終えているのであります。これにつきましては、地元並びに関係者の血の出るような協力、努力のありましたことを特に報告いたしておきます。

右のような状況にもかかわらず、今日まで政府関係の三十六機関の移転計画はほとんど進んでいない実情であります。わずかに科学技術関係の防災センター及び無機材料研究所の二機関が建設途上でありました。学園都市を建設することが決定されて以来、すでに七年を迎えようとしているのであります。今

日まで大幅に建設がおくれている原因として、私たちは次の三点を指摘したいと思っております。

第一は、基幹道路をはじめとして、生活環境の整備がほとんど進展していないこと、第二は、学園都市建設に伴う膨大な関連公益事業に対し、茨城県や関係市町村の財政力をもつては負担不可能であること、第三は、国の推進機構体制が不備であることとあります。すなわち、現在、研究学園都市建設の主体として、十四省庁の事務次官からなる研究学園都市建設推進本部があり、その職務は「新都市建設に関する連絡・調整及び推進にあたる」とこととなっており、推進本部の庶務は内閣総理大臣官房審議室において首都圏整備委員会事務局の協力を得て処理することとなっております。その他、政府から委託された住宅公団がこれに協力することとなっております。このような各省庁の連合体のような推進体制では、予算の獲得、実施等強力な推進母体となり得ないのであります。

以上の三点を克服し、すみやかなる学園都市建設のためには、まず、一元化した推進機構を設置するの必要を感じた次第であります。さらに、地元負担割合を軽減するため、たとえば今国会に提案されました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案のような特別措置法を成立させる必要を感じた次第であります。

日本の未来を考えると、オリンピックや万博にもまさるとも劣らないこの頭脳センターといわれる研究学園都市の建設に対し、一そうの熱意をもつてこれらの措置をすみやかに実施するよう強く政府に要望するものであります。

以上で終わります。

○委員長(補正後) 次に第一班の御報告をお願いします。安永君。

○安永英雄君 第一班は橋委員長と私の兩名が、去る一月三十一日から六日間にわたり、香川、岡山、岡山県における教育及び文化財の保護の実情について調査してまいりましたので、その結果を簡

単に御報告いたします。

香川県におきましては、県立養護学校、坂出市立東部小学校、国立詫間電波高等学校、香川大学附属高松中学校、五色台青少年センター等を視察いたしました。

また、岡山県においては、歴史公園として計画中の吉備路風土記の丘、津島遺跡、高松農業高等学校と青少年教育センターであり文化財でもある閑谷学校等を視察いたしました。

なお、岡山県では県北部の僻地学校を視察する予定でいたところ、二、三日前の降雪により交通困難となりやむなく中止し、日程を変更いたしました。

まず、香川県から申し上げます。

県においては、金子知事はじめ多数の県当局者と懇談いたしました。県教育委員会からの要望事項としては、教育職員の待遇改善と新教育課程実施に伴う施設、設備の整備充実の二点でありました。本県の場合、県民の教育に対する熱意と努力により高い教育水準を維持し続けてきたが、今後ますますに教育を通じて社会が要請する人材の育成につとめたい。については、この人づくりを担当する教育職員は、教育の当面する課題について、広くかつ深い知識、高い識見、強固な信念が要請される。そのためには優秀な人材の確保をはかること、また、勤労意欲を高める意味においても教育職員の待遇改善について一そうの努力をしてほしいということでありました。

なお、新教育課程の完全実施には施設、設備の整備充実が緊急の問題であり、さきの高校急増期にも本県は学校を増やさないでやったため運動場を拡張することができない状態でありました。ついては、国の補助を教育課程の完全実施ができるよう十分なものとしてほしいとの意向が述べられました。

次に、本県においては、特に、僻地教育、特殊教育、社会体育の現況について詳細に調べてまいりました。僻地教育については、教授用資料の充実、高校

進学者のための宿泊施設の整備、教員宿舎の建築補助単価の引き上げを要望されました。

また、特殊教育については、障害者に応じた適切な就学指導確立のために障害判別委員会を設置することと言語障害・情緒障害児等に対する特殊学級を設置すること。

社会体育については、国の助成による社会体育施設の充実と国の立法上の措置と、助成による社会体育専任主事の配置等を要望されました。

次に、県立養護学校について申し上げます。本校は隣接に県立ひかり養護学園、県立身体障害者更生相談所、更生指導所、県立保育専門学院、香川県特殊教育センター事務所等が設けられている県の特設者に対する施設を中心となつていて、学校であります。昭和三十六年に精養、三十七年に肢体不自由児、四十年に二重障害課程が設置され、現在の児童生徒数は、精養百五十一人、肢体不自由児百五十七人、二重障害三十二人となつており、職員数は、教員五十一人、寮母十三人、その他九人となつております。もちろん教職員の不足は、他校と同様で、特に寮母は二十名程度必要であるとのことでした。なお、ここでは、寮母の希望者が多く、定員の増加があれば直ちに、充足できるとの話でありました。学校の特色としては、

一、全国で唯一の二重障害児を収容しております。肢体不自由児の父兄には、区分した教育をとの声がありますが、児童生徒にはお互いにより刺激となつて、むしろ教育効果はあがつている。また最近では重度の重複障害児が増加の傾向にあるということでありました。

二番目には、校舎は鉄筋二階建てで、障害者に適した建築設計が施され、廊下、階段、便所、浴室にこまかい配慮が見られています。

三番目には、社会的に自立するため職業教育と体育教育を重視していること。職業教育には四〇％の時間をとっており、中学校の卒業生では約七〇％が就職できる状況にあります。高等部には印刷・被服・商業があり、商業では、本年簿記一級合格者が二名出ております。

四番目には、就学前及びアフターケア教育を行なつていて、幼児教室を月四回実施しています。が、相当遠くからも集まつて来ているようであり、青年教室を月二回、数学、国語、体育、身上相談を実施しているが、非常に喜ばれ、卒業生は楽しみに集まつてくるとのことです。

五番目に、肢体不自由児には、高松商業高校の商業科、高松工芸高校のデザイン科の特殊学級があつて、それぞれに三名ずつが在籍中で、本校にて卒業し、その学校から卒業証書が授与されることになつております。

なお現在、学校の懸案事項としては、社会的自立のために、職業訓練施設の拡大と、独立して働くことのできない生徒のための庇護授産施設の設置であります。現在、入学希望者をほぼ受け入れてはいるが、障害児の増加傾向にあるため、学級並びに教室の増加、就学前の教育として三歳児からの教育のため、幼稚園の創設を望んでおります。

本県において進んでいる教育の一つに、特殊学級がありますが、その特殊学級として坂出市立東部小学校を見てまいりました。ここは、昭和二十七年に開設され、元県教育委員長、大西精神衛生研究所長の故大西博士の援助のもとに、現在本校の教頭をやつておられる特殊教育に非常に熱心な山本教諭が担任となり、一学級が設置されました。その後、昭和二十九年には、大西博士の私財約三百万円が投ぜられ、敷地三百坪、建坪六十五坪の大西校舎が建設され、特殊学級設置条件としての教室設備が充たされ、現在、松組、竹組の二クラス二十一名の児童が熱心な先生と、月に数回の大西精神衛生研究所の専門的な指導により教育の効果をあげているとのことでありました。児童を特殊学級に入級させることについての保護者の理解についての質問に対しましては、この地方は特殊学級についての認識と理解があり、抵抗がないとのことでありまして、喜ばしいことであると思ひました。

なお、特殊学校に入れるべきかどうかの判定に

ついては、昭和四十五年度から県教育委員会に判別委員会が設置されることとありました。

次に、本委員会が高専昇格を決議いたしました。詫間電波高等学校に移りました。本校は、県の西北部に位置する詫間町にあつて、旧海軍航空隊跡に設置され、瀬戸内海に面し、後背は小高い丘陵に接した周囲の美しい景観な場所です。校地面積も十平方メートル以上もあるすくぶる自然環境に恵まれた在籍生徒数四百三十三名の学校であります。生徒の約八〇％が寄宿舎で、残り半数ずつが自宅及び下宿生活をしており、その寄宿舎を拝見いたしました。室内の整頓と寄宿舎の清潔さは、さすが船舶乗員養成学校であると感ぜられました。本校の卒業生の就職状況は三分の一が船舶関係、残りが官公庁、公社、放送、商社及び電機メーカーなどであり、求人希望は多く、学校としてその配分に困つていふという説明でありました。

なお高専昇格について、強い要望がありました。次に、香川大学付属中学校におけるコンピュータによる算数の学習指導状況を見てまいりましたが、集団教育でありながら個人別の教育が受けられ、各人の能力に応じて教育効果をあげていることは認められるものの、また、一般的な反対理由として掲げられているコンピュータが教育を非人間化するという懸念についても、今後の大きな研究課題ではないかと考えます。

岡山県においても、副知事をはじめ県教育委員会の方々と懇談をし、また、一般的な状況の説明を聴取しました。その際、五つの要望事項がありました。

第一点は、私学助成の強化について、長期低利資金融資による施設設備の拡充改善の助成の強化、教職員の待遇改善等に要する経常経費の助成をすること。

第二点は、公立文教施設整備整備費の増額について、国庫負担事業量が大幅に拡大するとともに、補助単価を実情に沿うよう引き上げる、国庫負担

率を小学校校舎二分の一、僻地については補助率をすべて三分の一、過疎地域の学校統合は三分の二に引き上げること。

第三点は、歴史公園として吉備路風土記の丘を昭和四十五年度から建設したいから国庫補助事業として認めてほしいということでありました。

第四点は、社会教育施設整備補助金の増額について、公民館、博物館、青少年施設等の社会教育施設に対して国庫補助事業を大幅に拡大するとともに、定額補助の増額をはかられた。

第五点は、特殊教育施設の整備について、特殊教育学校の新設、改築、新増築に関する国庫補助のワクを拡大すること等でありました。

次に、実地に視察しました県立高松農業高等学校について申し上げます。本校は、農業、園芸、畜産、農業土木、農芸化学、生活の六学科を持つ生徒数七百六十六名、うち女子は生活科百十八名、外六名の学校であります。ここでは、全国的な傾向であるといつても過言ではない農業高校の悩みを校長先生が、問題点として述べられました。

農業自営者コースである農業科、園芸科、畜産科などでは、農業自営を希望する生徒が少なくないといふこと、これは農業高校でも入つていふことがいふいわゆるでも入学者が多く、学科本来の性格を薄くするとともに、学習に対する意欲を低くしている結果ともなつていふこととあります。したがって、優秀な生徒がいる反面、小・中学校の学習内容でさえも、理解不十分な生徒が相当数いて、学習指導、実験指導に困難をいふこととあります。学校としては、農業自営への夢と希望を持たせるために苦慮しているが、農業を取り巻く情勢が不安定であるため、生徒に対し農業経営に希望を持たせる努力をしても、効果がきわめて少なく、嫁飢饉の状態等自営者教育に障害となつており、将来について心配してあります。ちなみに、卒業生の推察状況調査によれば、昭和四十三年度の自営コースの農業、園芸、畜産科では、百四十七名中農業自営者は二十九名、農業自

ら新しい職務等級を新設されたい。
○公立文教施設整備等教育関係諸施策にかかる国庫補助金の増額等に関する要望
要望者 栃木県教育委員会

趣旨

一、義務教育について

(1) 本県の義務教育の施設整備の状況をみる
と、鉄筋化の比率や、屋内運動場の保育状況等について全国的にかなりのおくれが見られるが、来年度は各市町村とも施設整備に強い意欲を見せており、来年度はとくに統合事業、小学校屋体、危険校舎等については今年度の二倍から四倍の事業量になっている。したがってこれに対する国の補助についても、全国のレベルまですみやかに到達できるよう格別の配慮をお願いしたい。

(2) 育児休職に係る法律を新設されたい

(3) 教職員の特別俸給調整額支給に関する法律を新設されたい

二、公民館の建築促進のため、公民館の建設にかかる国庫補助を大幅に増額されたい。

三、那須青年の家は老朽化したため、改築を計画しているが、これに対する国庫補助金を増額されたい。

四、少年自然の家の建設を四十八年度から計画しているの二分の一の国庫補助を要望する。

五、保健体育について

(一) 水泳プールの整備に対する国庫補助の増額について

水泳プールの整備については、まだ低い水準にあり、最近各学校とも建設計画が多いので、これが需要に応ずべき補助件数の大幅な増加と実態に即した補助単価（現行一平方メートル九〇〇〇円）の引き上げを講ぜられたい。

(二) 国民体育館整備に対する国庫補助の増額について

国民体育館については、地方スポーツ振興上、きわめて主要な課題であり、時代の要請

に対処するため、その補助件数の増加と補助単価の引き上げを講じてほしい。
なお、大型国民体育館について、補助も講ぜられたい。

(三) 学校体育施設開放整備に対する国庫補助について

学校体育施設開放については、現行対象人口三〇万人以上の市を一〇万人以上に引き上げ、国庫補助を講ぜられたい。

(四) 温水プール整備に対する国庫補助について

温水プール整備については、水泳を年間にわたり広く普及振興するため、国庫補助の措置を講じてほしい。

(五) 学校給食施設整備に対する国庫補助について

現在の補助基準は面積において実面積の六〇％程度、単価において実所要額の二五％程度であるので、これを引き上げ、実態に即したものとしてもらいたい。

(六) 栄養職員設置に対する国庫補助の拡大について

完全給食の普及に伴い、学校栄養職員の設置は、はなはだ低い状態にあり、学校給食内容の充実向上を図るため、全実施校に必置されるよう国庫補助対象栄養職員的大幅な増員を図られたい。

(七) 学校給食用基本物資に対する国庫補助の継続について

父兄負担の軽減を図るため小麦粉一〇〇グラム一円補助および脱脂粉乳補助の継続ならびに牛乳二〇〇cc飲用に伴う補助の増額を行なってもらいたい。

(八) (財)都道府県学校給食会の整備充実について

物資供給体制の円滑化を図るため、都道府県学校給食会の運営費等について国の助成策を講じてほしい。

○高等学校教職員給与の引上げに関する陳情
陳情者 栃木県高等学校長会 岩倉国治

趣旨

一、すみやかに、高等学校教職員給与の引き上げにつき、抜本的施策を講ぜられたい。
○義務教育諸学校教員の給与等に関する陳情
陳情者 栃木県小学校長会 北条 虎雄
栃木県中学校長会 北条 静男

趣旨

一、義務教育諸学校教員の給与に対する特別措置法案の成立を期せられたい。
二、教員海外派遣に対する本県への額の割当について特段の配慮をお願いしたい。
○公立文教施設整備等に関する陳情
陳情者 会津若松市長 高瀬喜左衛門

趣旨

左の四点について実現を図られたい。
一、会津に国立大学を設置していただきたく、これが誘致促進について。
二、会津に県営の総合体育館を建設することについての、国の助成について。
三、義務教育公立学校敷地の国有財産の、無償払下げについて。
四、へき地分校廃止に伴う、道路等の条件整備についての、国の助成について。

○好文亭復元に関する陳情
陳情者 茨城県知事 岩上 二郎

趣旨

偕樂園は、天保一二年四月水戸藩主徳川斉昭公の手によりつくられた日本の代表的公園で、金沢の兼六公園岡山の後樂園とともに日本三公園と称され、県民はもとより遠く各地の日本国民から愛されてまいりましたが、公園を象徵する好文亭が、昭和四十四年九月二日落雷のため建坪二三一、四八坪のうち四八、三七五坪を残して六三、〇四五坪を半焼し二二〇、〇六坪を全焼したことは、まことに申し訳なく、かつ残念に存じております。

これにつきましては、本県はもろろん各地の方々から、早急に復元するよう望まれておりますので、昭和四十四年度では単県費にてお三階を復元し、昭和四十五・四十六年度において奥御殿を国庫補助を得て是非復元したいので、格別の御高配を賜わりますよう御願ひ申し上げます。

復元計画

好文亭は延面積二三一、四八坪あり昭和四十四年度は半焼したお三階七五、〇四坪を県費にて復元し昭和四十五・四十六年度においては全焼した奥御殿一〇八、〇六坪を国庫補助により復元する計画であります。

(一) 総復元費 八二、三九〇千円
補助金 三五、四四四千円

復元事業の経費の配分

	復元の面積	総事業費	国庫補助金	県費
昭和44年度		千円	千円	千円
事業費	坪 75,045	10,578		10,578
事務費		924		924
小計		11,502		11,502

第一号 昭和四十五年一月十七日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 千葉県市原市五井二、八七〇ノ二
市原市長 鈴木貞一
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二号 昭和四十五年一月十九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 神戸市生田区加納町六ノ七神戸市
長 宮崎辰雄
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八号 昭和四十五年一月二十日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡新庄町大字柿本一
六六新庄町長 足高晋
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五号 昭和四十五年一月二十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 千葉県佐倉市新町二一〇佐倉市長
堀田正久
紹介議員 木島 義夫君 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六号 昭和四十五年一月二十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 埼玉県廣州市中央五ノ一四ノ一五廣
市長 金子吉備
紹介議員 土屋 義彦君

第三九号 昭和四十五年一月二十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 兵庫県加古川市加古川町寺家町一
二ノ四加古川市長 稲岡貞男
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四二号 昭和四十五年一月二十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 奈良市東寺林町三八奈良市長 鍵
田忠三郎
紹介議員 新谷寅三郎君 大森 久司君
向井 長年君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三号 昭和四十五年一月二十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 東京都保谷市中町一ノ五ノ一保谷
市長 内藤利紀
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四六号 昭和四十五年一月二十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 兵庫縣姫路市本町六八姫路市長
吉田豊信
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四九号 昭和四十五年一月二十二日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 東京都国分寺市戸倉一ノ六ノ一國
分寺市長 塩谷信雄
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五〇号 昭和四十五年一月二十二日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 埼玉縣所沢市宮本町一ノ一ノ二所
沢市長 平塚勝一
紹介議員 上原 正吉君 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五一号 昭和四十五年一月二十二日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 大阪府豊中市中核塚三ノ一ノ一豊
中市長 竹内義治
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五九号 昭和四十五年一月二十三日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 埼玉縣入間郡福岡町大字中福岡
一、〇一六福岡町長 近藤克郎
紹介議員 土屋 義彦君 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六〇号 昭和四十五年一月二十三日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 大阪府松原市阿保一ノ一ノ一松原
市長 長谷川正彦
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六四号 昭和四十五年一月二十三日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 滋賀県野洲郡守山町大字吉身四七
六守山町長 北川俊一
紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六六号 昭和四十五年一月二十四日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 兵庫縣芦屋市精道町七ノ六芦屋市
長 渡辺万太郎
紹介議員 中沢伊登子君 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七七号 昭和四十五年一月二十四日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 埼玉縣朝霞市溝沼一、九一一朝霞
市長 渡辺源蔵
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八四号 昭和四十五年一月二十六日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 兵庫縣加古郡播磨町野添九二ノ一
播磨町長 田中松太郎
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九〇号 昭和四十五年一月二十七日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する
特別措置に関する請願
請願者 京都市中京区寺町通御池上ル上本
能寺前町四八八京都市長 富井清
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九五号 昭和四十五年一月二十七日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町大字開田小字上新田一二長岡町長 八田敏夫

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九八号 昭和四十五年一月二十八日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願

請願者 京都府宇治市宇治菟三三宇治市長 新庄義信

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五二号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市王子町二三 京極恵子外百五名

紹介議員 岩間 正男君

靖国神社の国家管理は、憲法第二十條及び第八十九條に違反し、国民の思想と良心の自由を圧迫し、再び戦争犠牲者を作ることのあるものである。また、政治が宗教に干渉するのは、国民の思想統制と弾圧への第一歩であるから、同神社の国家管理を立法化しないよう要望する。

第五三三号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市南一六条西一九丁目 大串松彦外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五四号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岡山県邑久郡牛窓町牛窓四、九四六ノ四二 向井妙子外九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五五五号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東富松字フケ八八五ノ八 藤本孝之外九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五六六号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市白石町中央一八〇ノ五 渡辺紀子外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五七号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市南一六条西五丁目 神田道子外九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五八八号 昭和四十五年一月二十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市白石町本通三六三ノ二 豊島良樹外九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一〇八号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道名寄市西三条南一二丁目 真鍋孝子外九十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一〇九号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 京都市左京区北白川山ノ元町四七日本バプテスト看護学院内 高木理恵外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一一〇号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区六角橋一ノ二六ノ一 出口力外九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一一一号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市恵庭町島松三〇六 柴田敏秀外百十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一一二号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都中央区京橋二ノ一ノ一〇 小網実外九十八名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一一三三号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道江別市元野幌一二七 吉田信子外九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一一四号 昭和四十五年一月二十八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道千歳市根志越一八〇ノ二九 金沢美枝外九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家管理の早期実現に関する請願

(第一一九号)(第二二〇号)(第一四一〇号)(第一四八号)

一、人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(第二二二号)

(第二二三号)(第二三三号)(第一三三二号)(第一三七七号)(第二三八号)(第一三九号)(第一四〇号)(第一四四号)(第一四九号)(第一五〇号)

(第一五四号)(第一五五号)

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)

(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第一三〇号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)

(第一六三号)(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七一〇号)

一、各種学校新制度確立に関する請願(第二三一号)

第一一九九号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の早期実現に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川町三九一 柏てる外二十一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二一〇号 昭和四十五年一月二十九日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(百通)
請願者 大阪市東成区西今町四ノ二九 中谷佐治郎外二千四百三名

紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四一号 昭和四十五年一月三十日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(百通)
請願者 大阪市東成区深江東四ノ一〇 岡田雅夫外二千四百名

紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四八号 昭和四十五年一月三十一日受理
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(三十九通)
請願者 大阪市東成区深江西六ノ八 山本雅生外九百三十五名

紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二二号 昭和四十五年一月二十九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 兵庫県西宮市六湛寺町一〇ノ三 西宮市長 辰馬龍雄

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二二号 昭和四十五年一月二十九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡新座町野火止二〇 九四ノ八 新座町長 橋本進爾

紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二三号 昭和四十五年一月二十九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 京都府久世郡城陽町大字寺田小字東ノ口一六 城陽町長 島利一

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三二号 昭和四十五年一月二十九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字松原三六 大山崎町長 神谷勘一郎

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三七号 昭和四十五年一月三十日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 京都府綴喜郡八幡町大字八幡町小字菰蒲池一二八 八幡町長 山中未治

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三八号 昭和四十五年一月三十日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県入間郡富士見町大字鶴馬六〇七 富士見町長 当麻憲之

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三九号 昭和四十五年一月三十日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県川越市元町一ノ二 川越市長 加藤滝二

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四〇号 昭和四十五年一月三十日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 大阪府北河内郡四條畷町大字中野六五三四 四條畷町長 三牧信知

紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四四号 昭和四十五年一月三十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 京都府綴喜郡田辺町大字田辺小字辻四〇 田辺町長 原田喜代次

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四五号 昭和四十五年一月三十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県草加市高砂一ノ一 草加市長 池田岩松

紹介議員 土屋 義彦君 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四六号 昭和四十五年一月三十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 和歌山市一番丁三 和歌山市市長 宇治田省三

紹介議員 前田 佳都男君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四七号 昭和四十五年一月三十一日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願(一通)
請願者 大阪府枚方市大垣内町二ノ一 二ノ二 枚方市長 山村富造外一名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四九号 昭和四十五年二月二日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字丸山七 精華町長 井上藤治

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五〇号 昭和四十五年二月二日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県越谷市越ヶ谷四ノ二ノ一 越谷市長 大塚伴庵

紹介議員 上原 正吉君 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五四号 昭和四十五年二月三日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県川口市青木町一ノ一九 八川口市長 大野元美

紹介議員 上原 正吉君 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五五号 昭和四十五年二月四日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願
請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ五ノ五 浦和市市長 相川曹司

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二四号 昭和四十五年一月二十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 京都府綾部市新町 塩見森之助外
百九十名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二二五号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道砂川市西二条南五丁目 牧
野テル子外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二二六号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都三鷹市野崎四四 吉田誠夫
外九十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二二七号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都町田市木曾町一、二一六ノ
一 飯田恵津子外九十七名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二二八号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都市右京区谷口園町七ノ四 藤
井洵子外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二二九号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二三〇号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市今泉町一三一
五 置久子外九十九名

請願者 宮城県仙台市石名坂九五 相原義
光外百二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二三〇号 昭和四十五年一月二十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市今泉町一三一
五 置久子外九十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二三七号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市西町一一ノ六 横
山秀夫外九十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二三八号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道稚内市沙見町三丁目 小堀
妙子外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二三九号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道名寄市旭東区二五 吉田富
美外百二名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二四〇号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 広島県尾道市福地町四ノ一〇 石
津助市外九十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二四〇号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 広島県尾道市福地町四ノ一〇 石
津助市外九十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六一号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市錦町六九 篠原一
寿外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六二号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岡山市津島二、四一三ノ四三 吉
沢圭子外九十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六三号 昭和四十五年二月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市兵庫区大同町三ノ九 津田
光男外九十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六五号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県氷上郡柏原町柏原三六四
赤永時男外九十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六六号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市東町一 風間イッ
外九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六七号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六七号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岡山市築港新町 阿部弓人外九十
九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六八号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都国分寺市本多四ノ五ノ七
三野せつ外百名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六九号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西厚町三五九 青
木エト外九十八名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七〇号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市春日町三二 畑一
三外九十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七一号 昭和四十五年二月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道稚内市緑町四丁目遠藤方
岸静子外九十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一三二号 昭和四十五年一月二十九日受理

各種学校新制度確立に関する請願
請願者 福島市宮町三ノ一九学校法人福島
文化学園福島文化服装学院内 阿
部綾子外七十七名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一三二号 昭和四十五年一月二十九日受理

各種学校新制度確立に関する請願
請願者 福島市宮町三ノ一九学校法人福島
文化学園福島文化服装学院内 阿
部綾子外七十七名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

紹介議員 石原幹市郎君

新各種学校制度確立のため、「学校教育法の一部を改正する法律案」を、今国会に上程し、これが成立を図りたい。

理由

各種学校は、わが国の職業教育、技術教育等において重要な役割を果たしているが、今後いつそこれを振興させるためには、各種学校の目的、範囲、後期中等教育または、高等教育を行なう各種学校の類型を明確にし、設置者・設置基準・教員資格等に関する規定を整備し、各種学校の水準の維持向上を図ることが緊要である。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法昭和二十四年法律第五十号の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表秋田大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改める。

第三条の二第二項中「九州工業大学」を「九州工業大学」に改める。

附則

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（第一七三三号）（第一七四号）（第一七五号）（第一七六号）（第一七七号）（第一七八号）（第一七九号）（第一八六号）（第一八七号）（第一八八号）（第一八九号）（第一九〇号）（第一九一

号）（第一九二号）（第一九六号）（第二〇六号）（第二一二号）

一、司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（第一九三三号）（第一九七号）（第一九八号）（第二〇五号）（第二〇九号）（第二一〇号）

一、各種学校新制度確立に関する請願（第一九九号）
一、人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願（第二〇〇号）（第二〇三号）

第一七三三号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都市伏見区深草直達橋九ノ二〇三 西村登外九十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七四号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 福島県白河市二番町一四 平野光子外九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七五号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市加倉一、六二五ノ二
〇 高橋幸子外九十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七六号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 長野県塩尻市洗馬区岩垂 本沢修一外九十五名
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七七号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岡山県英田郡大原町古町 本位田八重子外百六名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七八号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区南荻窪一ノ三三ノ四 池田英文外九十六名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一七九号 昭和四十五年二月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市矢代町一〇ノ六 村尾洋外九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一八六号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市植竹町一ノ三三三 田島富二夫外九十八名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一八七号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 長野県上伊那郡辰野町平出 山寺袈裟義外九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一八八号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市南一〇条西二丁目 秋里美恵子外九十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一八九号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都府舞鶴市北浜町一二ノ二 阿田時彦外九十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一九〇号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 広島県尾道市神田町一ノ一 藤原良人外九十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一九一号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道苫小牧市高丘二一 宮崎キヨ外九十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一九二号 昭和四十五年二月七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府東淀川区淡路本町二ノ六三 九 井上勝外百五十五名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一九六号 昭和四十五年二月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 青森市沖館橋田三八 大山せい外

六百六十九名
紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君
河田 賢治君 岩間 正男君
須藤 五郎君 渡辺 武君
小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二〇六号 昭和四十五年二月十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 栃木県那須郡那須町黒田原幸町一
薄井邦夫外六百九十九名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君
河田 賢治君 岩間 正男君
須藤 五郎君 渡辺 武君
小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二一二号 昭和四十五年二月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 鳥取県境港市上道町 岩本カツエ
外二百九十八名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君
河田 賢治君 岩間 正男君
須藤 五郎君 渡辺 武君
小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一九三三号 昭和四十五年二月七日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 福島市飯坂町馬場九 遠藤保吉
紹介議員 鈴木 省吾君

学校図書館法をすみやかに改正し、左記事項の実現を図りたい。
一、司書教諭をすみやかに発令すること。
学校図書館法第五条の定めによる司書教諭を、附則第二項を削除して発令するとともに、司書教諭養成上の不備を改めること。

二、学校司書の制度を法制化すること。
学校司書という専門的な職制を法制化し、学校図書館に勤務する事務職員としての確立と安定を図ること。

理由

一、学校図書館は、日本の教育を内面から刷新成熟させる大きな要因として、その重要な使命と役割を果たしているにもかかわらず、当局は、今日まで学校図書館を運営する人員を一人も配置しないで放置している。
二、したがって、学校の現場においては、学級を担任し、教科を担当し、教科外活動を指導し、さらに分掌校務を処理しながら担当教諭が学校図書館の運営にあたり、過重勤務となり、やむなく、補助者としてPTAその他の援助をえて学校司書を採用するなど管理、運営に苦心してきた。
三、この実情に対し、すみやかに改善措置を講ずるようくりかえし要望してきたが、十数年間放置されたまま、なんら根本的な解決をみず今日に至っており、しんぼうもはや限界にきている。

第一九七号 昭和四十五年二月九日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市宮原町二ノ一、〇
〇五 仲田正造
紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第一九八号 昭和四十五年二月九日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 山梨県甲府市緑ヶ丘町甲府北中学校
校内山梨県学校図書館協議会事務局内 勝村六郎
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇五号 昭和四十五年二月十日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 茨城県石岡市大字石岡四、二九一
富田基和平
紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二〇九号 昭和四十五年二月十日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 愛知県半田市亀崎町六ノ五三 岡瀬泰男
紹介議員 成瀬 隆治君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第二一〇号 昭和四十五年二月十日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 広島県大竹市白石三県立大竹高等
学校内 村本照三
紹介議員 永野 鎮雄君

この請願の趣旨は、第一九三三号と同じである。

第一九九号 昭和四十五年二月九日受理
各種学校新制度確立に関する請願

請願者 福島県郡山市大町一ノ二ノ三社団
法人福島県各種学校協会会長 今泉龍造
紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第二〇〇号 昭和四十五年二月九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大門町三ノ一大宮市
長 泰明友
紹介議員 上原 正吉君 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇三三号 昭和四十五年二月九日受理
人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願

請願者 大阪府高槻市紺屋町三ノ一三高槻
市長 吉田得三
紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

昭和四十五年二月二十八日印刷

昭和四十五年三月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局